

議案第 1 号

富津市介護保険運営協議会会長の互選について

○富津市介護保険規則 ※抜粋

第 2 章の 2 介護保険運営協議会

(会長及び副会長)

第 5 条の 2 条例第 2 条の 3 の富津市介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。